

テーマセッション グラス主導の FDIC 形成と金融包摂 —グラスの連邦清算公社条項と FDIC 条項の構造—

司会 坂本正(熊本学園大学)

1 坂本報告 45 分

戸田壯一氏、岩田健治氏のコメントと FDIC 関連の問題提起 各 20 分
その後、全体討論。

2 ディスカッション内容

①FDIC の形成、②預金保険と清算業務の関係、③FDIC の役割と金融危機、④EU 預金保険制度などを議論。

3 坂本報告の論旨

- ① 金融危機からの市場回復には金融排除された層をいかに銀行制度に包摂するか(金融包摂)が重要な課題。ニューディール銀行改革の柱である FDIC はこれを最初に実現した政策。
- ② FDIC はルーズベルト政権ではなくグラス、スティーガルら議会主導で進められた政策で、これはフーバー政権の時代から始まる。
- ③ FDIC はスティーガルの連邦預金保証法案をグラスが受け入れて成立したとされているが、FDIC 条項の規定は閉鎖銀行の資産の清算を第 1 次業務、次いで第 2 次業務として預金保険を行うと規定している。スティーガルの連邦預金保証法案には FDIC 条項に当たる簡潔な規定はなく、保険と公社の規定はない。
- ④ スティーガルらの預金保証＝保険法案に対して、預金者保護＝救済の必要性からグラスは、1932 年 1 月のフーバー政権下でその対案として閉鎖銀行の資産の迅速な清算を通じて預金者に迅速な支払いをする連邦清算公社条項を提起。
- ⑤ フーバー政権が同様な趣旨のトーマス＝ビーディー法案をすでに提出していたが、トーマス＝ビーディー法案の骨格を連邦清算公社の中に組み入れることでフーバーが妥協し連邦清算公社は債券発行機能を付与されることになった。
- ⑥ ルーズベルトの連邦清算公社条項とスティーガルの預金保証法案との対立は続いていたが、ニューディールの「銀行の休日」政策で銀行の全国閉鎖を経験した国民の世論として高まってきた銀行預金保険制度の構築に向けて、グラスとスティーガルとの政治的妥協が成立し、4・7 グラス暫定草稿がグラス＝スティーガル法案として提出され、ここに初めて預金保険条項が盛り込まれる。それはグラスの連邦清算公社の機能を拡大し、清算機能に預金保険機能を付加したものであった。
- ⑦ 5・10 グラス法案でそれは明確にされ、グラス法案が上院を通過した際、バンデンバーグ(共和党)修正案付きでこのグラス法案を下院のスティーガル法案に全文を置き換えたことで、下院のスティーガル法案の形式をとるグラス法案の連邦銀行預金保険公社条項が FDIC 条項になったのである。

- ⑧ この意味で **FDIC** の法的な枠組みはグラス主導で行われたのであり、グラスは連邦清算公社を設立しその公社が預金保険を行うという前提でスティーガルと政治的妥協を行ったのである。つまり **FDIC**こそがグラス＝スティーガル法案と呼ぶべきものなのであった。